各 申 請 者 殿

岡山県教育庁生涯学習課 指定管理者担当 (FAX:086-224-2035、Tel:086-226-7596)

## 岡山県生涯学習センター指定管理者選定 質疑回答表

## 質問事項及び内容

- ■指定管理料の増加について
- 1) 今後社会情勢(新型ココナ流行など) や修理の入れではり、プラネタリウス 札不成立、プラネど指定中の大力を 投影機材不具合など指定 理者の都合によるないで、 事業収入が減った場合され 定管理料の補填は検討されるか。
- 2) 現在の急激な物価上昇 や最低賃金の値上げの中 で、5年間の指定管理料の 変更は考えているか。
- ■利用料金の基準額の変更 を検討されているか。
- 1)条例第9条第2項では 利用料金は基準額に0.5 ~1.5を乗じて得た額ま での範囲で指定管理者が額 事の承認を受けて定める額 とあるが、岡山県は現在の 基準額を見直す考えがある か。

## 回 答

- ■お尋ねの内容については以下のとおりです。
- 1)募集要項5(1)カにお示しするとおり、指定管理料は原則として精算行為を行いませんが、災害等通常想定し得ない事象に起因して、指定管理者の経営努力では対応が困難な事態が生じた場合には、別途協議を行う可能性があります。 合になお、プラネタリウム投影機器管理業務につまましては、業務明細書にお示ししているとおりまましては、業務明細書にお示ししているといるとない。 で理を行うとともに、正常に機能しないおそれが生じた場合等は速やかに県にご報告ください。
- 2) 原則として、募集要項の「12 リスク分担に関する事項」に記載しているとおり、人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増は指定管理者の負担となります。
- ■お尋ねの内容については以下のとおりです。
- 1)条例第9条第2項では、1)岡山県生涯学習センター条例第9条において利用料金は基準額に0.5 定める利用料金の基準額につきましては、毎年度、 ~1.5を乗じて得た額ま 物価変動率を踏まえて見直しの必要性の有無を判 での範囲で指定管理者が知 定しています。